

一般社団法人化が会員活動に及ぼす変更点について

来年度計画しております日本地震工学会の一般社団法人化について、会員活動に及ぼす変更点について説明します。

- ◆ 総会での議決権、情報提供を受ける権利、学会活動に参加する権利は従来と変わりません。【定款（案）第5条】
- ◆ 総会定足数、役員選挙の実施方法、会費の納入期間について変更が生じます。

1) 総会定足数【定款（案）第16条】【PPT-8】

現任意団体の総会定足数は議決権数の1/3となっていますが、法人化後には1/2となります。総会成立のため会員皆様の総会への出席をお願いいたし、ご欠席の場合は委任状の提出をお願いいたします。

2) 役員選挙の実施方法【PPT-9, 10】

役員選挙は2年に1度、選挙管理委員会の運営により、**次期会長候補と監事候補の選挙を実施**いたします。次期会長等役員が決定するまでの手順は以下の通りです。

- ① 役員候補推薦委員会は候補者を選定し、選挙管理委員会に推薦します。また、立候補を希望する者（正会員）は、直接選挙管理委員会に立候補する旨を届け出します。
- ② 選挙管理委員会は、全社員（会員と同格）による選挙を実施します。
- ③ 理事会は選挙結果を受け、会長候補を含めた次期理事候補・監事候補者の選出を行います。
- ④ 通常総会は理事会より新年度（次期）の理事候補者・監事候補者の名簿の提出を受け、総会議決により理事と監事を選任いたします。
- ⑤ 通常総会を一時中断し、新しい理事による臨時理事会を開催します。臨時理事会は理事の互選により会長を選任します。選任にあたっては、社員による選挙結果を尊重するものとします。選任された会長は理事のなかから副会長を指名し、理事会役員が決まります。
- ⑥ 通常総会を再開し、会員に新しい会長・副会長を報告します。

以上です。なお、**本年度（平成21年度）**は、新法人への移行を受け選挙制度が変更しますので、現任意団体の規約下での次期会長・副会長・監事の**選挙は実施いたしません**。

3) 会費の納入期間【定款（案）第12条】【PPT-11】

現任意団体では、会費の支払猶予期間を8ヶ月としていますが、新法人では、これを6ヶ月に変更いたします。納入期間を過ぎた会費未納者は、会員としての権利の内、情報提供を受ける権利、学会活動に参加する権利を停止します。

参考までに、現任意団体での役員の任期、選任方法について説明します。

現任意団体の規約下では、毎年、次期会長候補・副会長・監事の選挙を実施しています。会長任期1年、次期会長任期1年、副会長任期2年、監事任期2年で次期会長と会長は同一人が継続しております。一般社団法人化後は、次期会長制度を廃止し、会長任期を2年とし、副会長は会長が指名することになります。これにより、選挙対象役員は、会長と監事となります。任期はどちらも2年ですので、役員選挙は2年に1度の実施となります。

新法人化の初年度（22年度）においては、平成21年度の次期会長が、新法人の平成22年度の会長に1年間就任いたします。平成22年度に、新法人の規約下において平成23年度から2年任期の会長候補者と監事候補者の選挙を実施いたします。

現任意団体では、役員候補推薦委員会から推薦（他薦）された候補者に対して選挙を行ってまいりました。新法人では、会員の自薦による役員選挙への立候補を可能とする方針で「選挙規程」を準備中です。